

新潟市白根学習館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第5号

新潟市白根学習館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市白根学習館条例施行規則（平成16年新潟市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第5条の2 第2条、第3条及び第5条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）による白根学習館（条例第4条第2号及び第4号から第8号までの施設に限る。）による利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第4条の規定については、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。